

請求の年月日 2012年 3月30日

(被告となるべき者の名称及び住所)

〒805-0050

福岡県北九州市八幡東区春の町

三丁目10番13号

学校法人金澤学園 御中

(適格消費者団体の名称等の表示)

適格消費者団体

特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

理事長 井田 雅 貴

〒870-0278

大分県大分市青崎1丁目9番35号

TEL 097-527-4056

FAX 097-527-4084

担当 弁護士 井田 雅 貴

連絡先電話 097-538-7720



申入書兼消費者契約法第41条第1項に基づく事前請求書

当団体は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定される特定非営利活動法人であり、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うこと」を主たる目的（消費者契約法第13条3項2号）として、消費者、消費者団体、消費生活専門相談員、弁護士、司法書士等で構成されている団体です。

当団体は、2012年2月28日、内閣総理大臣より消費者契約法第13条第1項に基づく適格消費者団体として認定されました。

貴法人に対しては、既に、2011年11月30日付申入書にて申し入れておりますとおり、貴法人が運営されている北九州予備校で利用する約款の内容を検討したところ、契約条項について、消費者契約法に反し不当と思われる点があると判断いたしました。

当団体の上記申入れに対する、2011年12月16日付貴法人回答書の内容を含め、貴法人に対する裁判上の請求の是非について検討してきましたが、

貴法人に対し、裁判上の差止請求権を行使するとの結論に達しました。

よって、当団体は、貴法人に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本申入書兼事前請求書を送付いたします。

なお、本書到達後1週間を経過した場合、当団体は、貴法人に対して、消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

また、当団体は、本書を含め、貴法人との裁判上又は裁判外における交渉過程等を、他の適格消費者団体に通知し、内閣総理大臣に報告する義務があること（消費者契約法第23条第4項第1号、第2号）及び消費者に対して必要な情報を提供する（同法第27条）ことを予め申し添えます。

第1 請求の趣旨

貴法人は、消費者である受講生との間で、予備校入学契約を締結するに際し、別紙契約目録第6条のような、消費者契約法第9条第1号に定める、消費者又は貴法人が入学契約を解除する際、貴法人に生ずべき平均的損害を超える損害賠償の額の予定又は違約金を定める趣旨の契約条項を含む消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示を行ってはいません。

第2 請求の理由

1 貴法人の授業料不返還特約が、消費者契約法に違反していること

貴法人が運営する北九州予備校が消費者たる受講生との間で使用する入学規程第3条第2項によれば、年間学費には、1学期・2学期の授業料、校内必須模試受講料等の必要な経費を含むとあり、更に、年間学費に含まれるものは、1学期及び2学期の必修授業料及び午後の特定大対策授業・英語・数学・国語の学力別強化授業等の選択授業授業料（公開講座を除く）、校内オリジナルの必須模試受験料（進研模試等の外部模試授業料は含みません）、毎朝のセンター対策（リスニングを含む）代、プリント代、毎月の家庭通信連絡費、夏期定期健康診断費、進路指導費、カリキュラム内での修得度テスト代、確認テスト代、各種特別添削費、各種行事等（一部希望参加分を除く）の費用、とされています。

上記記載内容によれば、消費者たる受講生が貴法人に対し、入学契約に基づき支払う校納金（学費や講習会費等）は、授業料、テキスト費等、受講生に対する教育役務提供にかかる対価、といえます。

そうすると、①契約締結後、中途退学が入学前に生じた場合、未だ何らの教育役務提供を受けておらず、貴法人には、入学辞退に伴う教育役務提供に係る損害は発生しないこと、②契約締結後、現実に教育役務の提供を受け

た場合でも、中途退学の時期によっては、貴法人において、消費者たる受講生が退学した後、同人が役務提供を受ける予定であった授業内容につき教育役務を提供する必要がなくなるために、当該未習教育役務部分については、①と同様に損害は発生しないこと、からすれば、理由の如何を問わず、校納金を一切返さないとの本件条項は、平均的損害額以上の損害賠償額を予定するものであり、消費者契約法9条1号に反し、無効です。

貴法人が運営する北九州予備校のホームページを見る限り、同予備校への入学時期及び入学者数について、いずれも制限はありません。このことは、同予備校への随時入学が可能であり、消費者たる受講生の募集が時期や条件に左右されないものであることを示しています。つまり、同予備校には「欠員」という概念が存在しないばかりか、仮に、中途退学をなした受講生がいたとしても、同予備校の営業努力により受講生を確保することが十分可能であることを意味しています。

このことから、消費者たる受講生が中途退学をなしたとしても、貴法人に損害は発生しない、仮に発生するとしても、中途退学の時期を区別せず、一律に、校納金の全額が損害となるものでないことは明白です。

2 貴法人の入学金不返還特約が、消費者契約法に違反していること

北九州予備校のホームページを見る限り、4月に同予備校に入学せずとも、受講者は、同校が実施する夏期講習・冬期講習、各種テストを受講することができます。

また上記のとおり、北九州予備校への入学時期及び入学者数については、いずれも制限がないため、消費者たる受講生は、同予備校への随時入学が可能であり、受講生の募集が時期や条件に左右されないものであることを示しています。

つまり、北九州予備校への入学を希望する消費者たる受講生は、申込みをなせば、何らの制約なく入学することとなります。このため、消費者たる受講生が貴法人に対し、入学契約に基づき支払う入学金名目の金員を、国立大学又は私立大学における「入学金」と同様に「入学しうる地位の対価」と考えることはできません。

このため、入学規程に記載のある入学金の性質は、貴法人と消費者たる受講生との契約締結、教育役務提供の履行のために必要となりうる費用と判断せざるを得ません。

ところで、入学規程第6条によれば、同予備校を中途退学した場合、入学金も原則として返還しないこととなりますが、同規程にある入学金相当額である10万円をも一切返還しないのは、下記の理由により、消費者契約法第9条第1号に反します。

即ち、特定商取引法第49条第2項、同法第41条第2項、同法施行令12条及び別表第5第4号によれば、北九州予備校と類似の業務を行う塾につき、事業者が損害賠償の予定額として請求できる契約の締結や履行のために通常必要とする費用は1万1000円を上限とするものと定められています。

塾と予備校では授業数や授業内容が異なる、との反論も予想されますが、それらは、入学金以外の授業料の額を決定する際に考慮されるものです。このため、貴法人が受講生より受領する入学金を、入学準備のために必要となりうる費用と判断したとしても、中途退学をなした場合に、入学金の全額を損害賠償額の予定とすることは高額に過ぎ、平均的損害を超えるものと言えます。

従って、中途退学の時期を問わず、解約にあたり入学金の全額を返還しない入学規程第6条は、やはり、消費者契約法9条1号に定める平均的損害を超える損害金を徴収することになるため、無効であると考えます。

以 上

(別紙)

契約条項目録

入学規程第6条

中途退学等による校納金(学費や講習会費等)の返金は原則として行わない。